

小平市立学校版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

小平市教育委員会
令和3年8月30日版

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、小平市立学校において令和３年度の教育活動を行うに当たり、小平市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂する場合がありますので御留意ください。また、併せて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)を校内において確認いただきますようお願いいたします。

感染症対策に関する基本的な考え方

文部科学省では、学校関係者の新型コロナウイルス感染症患者の発生報告を基に、学校における感染事例の分析をしている。

同省では、これまでの経験や知見を基に、学校で実施する基本的な感染症対策として次のように示している。

- 1 感染源を絶つこと
- 2 感染経路を絶つこと
- 3 抵抗力を高めること

一方で、感染症の流行の主体となっている変異株は、若年層にも感染のリスクが高いことが懸念されます。

変異株による感染が拡大している現状を踏まえた感染症対策の基本的な視点は、次の3点である。

1 感染源を絶つこと

学校内での感染源を絶ち、外からウイルスを持ち込まないようにするために、児童・生徒や教職員及びその家族、同居者等の検温・健康観察を徹底する。

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童・生徒、教職員ともに自宅での休養を徹底する。また、家族、同居者等に同様の症状が見られる場合も、登校・出勤を控える。発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話連絡し、医療機関を受診するよう促す。
- ・児童・生徒の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握する。また、家族、同居者等にも、毎日健康状態を確認するよう呼びかける。

2 感染経路を絶つこと

学校内での感染経路を絶ち、学校内にウイルスを広げないようにするために、児童・生徒や教職員のこまめな手洗いや咳エチケット、清掃・消毒を徹底する。

- ・流水・石けんによる手洗いを、①登校後すぐ ②給食の前後 ③外で活動した後 ④体育の授業後 ⑤外遊びの後 ⑥トイレの使用後 ⑦教材を共用した後 などこまめに行うよう指導する。また、学校への訪問者には手指消毒を徹底させる。
- ・マスクを着用し、咳エチケットや近距離での会話による感染を予防する。着用するマスクについては、適切な着用方法を指導するとともに、できる限り不織布マスクを推奨する。
- ・清掃・消毒により感染源であるウイルスを減少させる。

3 抵抗力を高めること

免疫力を高めるために、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を児童・

生徒や家庭に指導・助言する。

さらに、集団感染のリスクへの対応として、学校では次の3つ+1に注意することが必要である。

- 1 密閉の回避（換気の徹底）
- 2 密集の回避（身体的距離の確保）
- 3 密接の場面への対応（マスクの着用）
- + 大声で話さない

1 密閉の回避（換気の徹底）

換気を行うため、教室等のドアは、気候上可能な限り常時開放し、窓開けが可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度窓を全開にする。）2方向の窓を同時に開けて行う。

2 密集の回避（身体的距離の確保）

人との間隔は、可能な限り2メートル（最低1メートル）空けることを推奨する。また、併せて、マスクの着用や換気を十分に行うことで「3密」を可能な限り避ける。

3 密接の場面への対応（マスクの着用）

学校の教育活動においては、児童・生徒等及び教職員・来校者は、原則、マスクを着用する。ただし、熱中症等の健康被害を踏まえ、適切な対応が必要である。

+ 大声に注意すること

厚生労働省の資料（令和2年7月30日）によると、感染が生じた場所に共通する環境として「3密」と「大声」が示されている。

学校においても、「大声」による飛沫の拡散を避けるよう配慮が必要である。

各学校では、以上の感染症対策3つのポイント及び集団感染リスクへの対応の3つ+1を徹底することを基本に学校の教育活動の実施方法を検討する。

1 教育活動上の留意点

- ・教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、「3密」と「大声」を徹底して回避し、感染症対策を講じて実施する。
- ・東京都に緊急事態宣言が発出されている期間、小平市にまん延防止等重点措置が講じられている期間及び小平市又は小平市近辺で感染が拡大している状況においては、原則として、児童・生徒が学級を超えて一堂に集まって行う活動等は中止する。なお、やむを得ず学級を超えた活動を行う際は、校庭や体育館、集会室等において「3密」を回避できるようにすること。

(1) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスクを着用する。着用するマスクについては、できる限り不織布マスクとする。
- イ 学校教育活動においては、通常マスクを着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。マスクを外した際は、換気や児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮を行う。
- ウ 体育及び保健体育の授業の実施に当たっては、以下の点に留意する。
- ・運動時には、身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。
 - ・授業の前後における着替えや移動の時間、授業中、教員による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時間など、児童・生徒が運動を行っていない場面で、十分な距離を保てない場合には、マスクの着用を基本とする。
 - ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童・生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童・生徒の体調の変化に注意し、体調の変化が見られる場合は、外すなどの対応をする。
- エ 東京都に緊急事態宣言が発出されている期間、小平市にまん延防止等重点措置が講じられている期間及び小平市又は小平市近辺で感染が拡大している状況における、体育及び保健体育の授業の実施に当たっては、前述「ウ」の留意点に加え、以下の点に留意する。
- ・可能な限り屋外で実施し、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動を避けることを徹底する。
 - ・児童・生徒が「密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は実施しない。

- ・集団で行う活動を避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は、可能な限り2メートル（最低1メートル）の身体的距離を空けて行う。

オ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い以下の学習活動は、東京都に緊急事態宣言が発出されている期間、小平市にまん延防止等重点措置が講じられている期間及び小平市又は小平市近辺で感染が拡大している状況においては実施しない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間（目安として10分以上）、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

カ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒同士の貸し借りはしない。

キ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。

（2）学校給食及び昼食

ア 配膳の際は、児童・生徒が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。

イ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

ウ 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

エ 特別支援学級においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。

オ 給食当番はもとより、児童・生徒全員が食事の前の手洗いを徹底する。

（3）休憩時間

ア 教室等のドア及び窓は開放し、換気を行う。

イ 特別教室やグラウンド等での活動後、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

ウ 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

（4）部活動

ア 部活動の実施に当たっては、「3密」と「大声」を回避し、実施内容や方法を工夫する。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教員や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。

イ 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養す

るよう指導する。

ウ 運動不足になっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意する。

エ 生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、可能な限り2メートル（最低1メートル）の身体的距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。

オ 部室、更衣室及び教室を利用する際は、定期的に換気しながら短時間の利用とするとともに、一斉に利用して生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

カ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

キ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

ク 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館や屋内で実施する必要がある場合は、出入口等のドアは、気候上可能な限り常時開放し、窓開けが可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度窓を全開にする。）2方向の窓を同時に開けての換気や、こまめな手洗い、消毒（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、可能な限り2メートル（最低1メートル）の身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。

ケ 活動時間や休養日については、「小平市立学校に係る運動部活動の方針」や「小平市立学校に係る文化部活動の方針」に準拠する。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

コ 地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断する。大会に参加する場合は、学校として責任をもって、会場への移動時や食事時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教員等の感染防止対策を講じる。

また、対外試合、定期演奏会等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教員のみで実施を決定するのではなく、学校として責任をもって実施の必要性を判断するとともに、実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じる。

サ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

シ 飲食する機会は、極力設定しない。ただし、飲食が必要な際には、黙食や対面を避けるなどの感染症対策を十分に講じる。

＜東京都に緊急事態宣言が発出されている期間、小平市にまん延防止等重点措置が講じられている期間及び小平市又は小平市近辺で感染が拡大している状況における部活動の実施＞

- ア 平日のみ最小限の日数、１日１時間程度の活動とする。
- イ 土曜日、日曜日及び祝日の活動、校外での活動、複数の学校と合同の活動は行わない。
- ウ 運動不足の生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止に留意する。
- エ 生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面がある活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに２ｍ以上の距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- オ 部室、更衣室及び教室を利用する際は、定期的に換気しながら短時間の利用するとともに、一斉に利用して生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- カ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- キ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための対策を実施する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼吸が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- ク 運動部については、軽度の運動についてはできるだけマスクを着用するよう心がけるとともに、休憩やミーティングの時など、会話がある場面ではマスクを着用する。
- ケ 吹奏楽部は、マスクの着用ができない楽器の場合は、一部屋の人数を４人以下とし、四隅で練習するなど工夫する。
- コ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しはしない。
- サ 中学校体育連盟等が主催する大会に関わる対外試合や中学校吹奏楽連盟等が主催するコンクール等への参加及び準備に向けた練習等の実施については、学校と教育委員会事務局が協議して判断する。
- シ 部活動への参加については必ず保護者の同意を得る。

※ ア及びイについては、活動日や活動時間等の変更が必要な場合は、学校と教育委員会事務局が協議して判断する。

※ 長期休業中の部活動の実施については、校長会と教育委員会事務局が別途定め、各学校から保護者に通知する。

(5) 児童会・生徒会活動

ア 委員会活動、児童会活動、生徒会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で
行えるように工夫する。

(6) 学校行事

ア 以下の学校行事や取組等は、中止する。

職場体験（中学校）

イ 移動教室、修学旅行等の宿泊を伴う校外学習は、以下の点を踏まえ、中止又は延期
を含め実施の可否を判断する。

- 訪問地域の感染状況
- 訪問先への移動手段
- 移動中の感染症対策
- 訪問先の感染症対策
- 訪問先の医療体制等
- 食事、入浴等における感染症対策

ウ 遠足など、宿泊を伴わない校外学習は、以下の点を踏まえ、中止又は延期を含め実
施の可否を判断する。

- 訪問地域の感染状況
- 訪問先への移動手段
- 移動中の感染症対策
- 訪問施設等の感染症対策
- 食事における感染症対策

エ 東京都に緊急事態宣言が発出されている期間、小平市にまん延防止等重点措置が適
用されている期間及び小平市又は小平市近辺で感染が拡大している状況においては、
校外学習は中止または延期する。ただし、訪問先に緊急事態宣言の発出がされていな
い場合や訪問先で感染が拡大していない場合は、学校と教育委員会事務局が協議し
て、実施の判断をする。

オ 以下の学校行事や取組等は、「3密」を避けるよう実施方法を工夫する。実施の可否
の判断に当たっては、感染状況を踏まえた上で、「3密」を避けて活動することが可能
であるかどうかについて検討する。

薬物乱用防止教室、交通安全教室、セーフティ教室 ほか

カ 避難訓練は、年間11回実施する。実施に当たっては、感染状況や学校の実情に応
じて実施方法の変更を検討する。

<例①>学級または学年ごとに時間差をつけながら、避難場所までの避難行動をとる。（早い時期
に実施することが望ましい。）

<例②>授業場所において初期行動のみ行い、その後、放送にて校長、生活指導主任等による講
話を実施する。

(7) 学校公開

ア 学校公開を実施する際には、学年ごとに参観時間を設定するなど「3密」を避けて実施する。なお、保護者からの個別の授業参観に関する要望等には、感染症予防を踏まえて可能な範囲で対応する。

イ 東京都に緊急事態宣言が発出されている期間、小平市にまん延防止等重点措置が適用されている期間及び小平市又は小平市近辺で感染が拡大している状況においては、中止または延期する。ただし、学級ごとに参観人数を分散したり、参観者を在籍児童・生徒の保護者に限定したりするなどの感染症対策を講じた上で実施を検討する場合は、学校と教育委員会事務局が協議して判断する。

(8) 保護者会、学校経営協議会等

ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

(9) 下校指導

ア 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

2 登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

ア 医療的ケア児や基礎疾患等がある児童・生徒については、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。

イ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(2) 海外から帰国した児童・生徒について

ア 政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の実施の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(3) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

ア まずは、当該保護者から欠席させたい事情を聞き取り、学校で講じる感染症対策や学校運営の方針について説明して、児童・生徒に登校させることについて理解を得ることができるように努める。その上で、当該保護者の意向がある場合は、指導要録上

「出席停止・忌引等の日数」と記録し、欠席扱いとしないこともできる。

- (4) 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なり、出席しなかった場合

ア 後日保護者に登校届様式を提出してもらい、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達の段階に応じた指導を行う。

4 特別支援学級における留意点

- (1) スクールバスについて

ア 運送契約に基づき、通常通りの運行とする。

イ 毎朝の児童・生徒の検温を必ず行い、健康観察表などへの記入を徹底するよう保護者に依頼する。

ウ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への周知を徹底する。

エ スクールバス乗車前後は、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意する。

オ バス事業者には別途、小平市教育委員会から、感染予防に係る取組について通知する。

5 教職員の健康管理及び感染予防対策

- (1) 毎朝自宅で検温し、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状や、普段と体調が少しでも異ならないかどうかを確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する。学校において「健康チェック表」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておく。管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管する。

- (2) 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、決して無理せず自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅する。公共交通機関を使う場合は、マスクを着用し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

- (3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について検討しておく。

- (4) 職員室や会議室等における換気は、原則として、ドアは常時開放し、窓開けが可能であれば常時、困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、数分程度窓を全開にする。）2方向の窓を同時に開けて行う。また、可能な限り間隔を確保（おおむね1～2メートル）して執務にあたる。
- (5) 昼食や休憩時間における感染症予防策を徹底する。
- ア 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - イ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態は避け、会話はしない。
 - ウ 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- (6) 勤務時間外においても、「3密」が同時に重なる場を避ける。家族、同居者等も同様の認識を促し、行動自粛について徹底する。
- (7) 家庭における感染症予防策の徹底
- ア 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
 - イ 毎朝検温、健康観察（家族、同居者等にも協力を再度要請）
 - ウ 十分な換気
 - エ 手が触れる場所などの消毒
 - オ タオルなどを共用しない。
 - カ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
 - キ 家族、同居者等も会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。
- (8) 委託業者に対しても健康管理を徹底する。